

# 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル



令和3年12月16日修正  
江田島市教育委員会

## はじめに

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されています。

平成19年4月に文部科学省が公表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」では、アレルギー疾患の児童生徒がいるという前提に立った学校の取組が必要であるとの認識が示されるとともに、アレルギー疾患の児童生徒に対して学校が医師の指示に基づき、必要な教育上の配慮を行うことができる仕組みづくりが提言されています。

その後、平成20年3月には、財団法人日本学校保健会が、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を策定し、平成26年3月には、文部科学省の有識者会議が、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（最終報告）」を公表しました。

学校において、食物アレルギーのある児童生徒の対応にあたっては、管理職の指揮のもと、学校全体で取り組むことが必要です。また、医師の診断に基づき、学校と保護者が共通理解を図るなど、きめ細かな対応をすることが必要です。

そこで、江田島市教育委員会では、食物アレルギーのある児童生徒が、より安全で安心な学校生活を送ることができるよう、文部科学省及び財団法人日本学校保健会から示された内容等を踏まえ、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成しました。

今後、本マニュアルを、学校、学校給食共同調理場、保護者、学校医等の関係者間で連携を図りながら活用してまいります。

平成27年1月21日

江田島市教育委員会

# 目 次

第1章 食物アレルギーとは	1
1 食物アレルギーとは	
2 アナフィラキシーとは	
3 食物アレルギーのタイプ	
第2章 学校給食における対応	5
1 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方	
2 具体的な対応	
第3章 緊急時の対応	13
1 平時からの備え	
2 緊急時の対応	
第4章 食に関する学習活動、校外行事・宿泊を伴う活動における対応	22
1 食に関する学習活動における対応	
2 校外行事・宿泊を伴う活動における対応	

<様式集>

# 第1章 食物アレルギーとは

## 1 食物アレルギーとは

### (1) 定義

食物アレルギーとは、一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

なお、食物に含まれる毒素による反応（食中毒など）や食物に含まれる薬理活性物質が原因で起こる反応（仮性アレルゲン）、体質的に食物を分解できずに下痢を起こす病気（乳糖不耐症）などは食物アレルギーとは区別されます。

### (2) 頻度

平成 25 年の文部科学省委託事業「学校生活における健康管理に関する調査」中間報告によると、我が国における児童生徒の食物アレルギーの有病率は小学校 4.5%、中学校 4.7%、高等学校 4.0%、中等教育学校 5.0%であり、児童生徒全体で 4.5%でした。

### (3) 原因

原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。



このほか、ピーナッツ、そば、大豆、魚卵等さまざまな食物が原因となることが知られています。

### (4) 症状

食物アレルギーの症状として、皮膚のかゆみ、じん麻疹、湿疹などの皮膚症状が多くみられます。その他にも腹痛や呼吸困難など全身に症状があらわれるのが特徴です。これらの症状は、日常生活の中で、繰り返し起こるため、食物アレルギーであると気がつかないときもあります。また、アレルギーにより血圧低下などのショック症状（アナフィラキシー）がみられることもあります。（表1）

食物アレルギーでみられる症状の頻度は、皮膚粘膜症状＞消化器症状＞上気道症状＞下気道症状＞全身性症状の順であると報告されています。

表1 食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚粘膜症状	皮膚症状	<sup>よう</sup> そう痒感（かゆみ） じん麻疹 血管運動性浮腫（皮膚が赤くなる、むくむ） 発赤疹（赤い斑点が出る） 湿疹
	粘膜症状	眼粘膜充血 そう痒感（かゆみ） <sup>りゅうるい</sup> 流涙（涙が流れ出る） <sup>がんけん</sup> 眼瞼浮腫（まぶたがむくむ）
消化器症状	<sup>おしん</sup> 悪心（気分が悪くむかむかした感じ） <sup>せんつう</sup> 疝痛発作（おへそを中心としておなかが痛くなる） 嘔吐 下痢 慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良	
<sup>じょうきどう</sup> 上気道症状 （口，鼻，喉などの症状）	くしゃみ，鼻水 <sup>びへい</sup> 鼻閉（鼻がつまる） 口腔粘膜や咽頭のそう痒感 違和感（イガイガしたいいつもと違う感じ） <sup>しゅちよう</sup> 腫脹（腫れる） 咽頭喉頭浮腫（のど，のどの奥の方のむくみ）	
<sup>かきどう</sup> 下気道症状 （気管支から奥の症状）	<sup>がいそう</sup> 咳嗽（咳） <sup>ぜんめい</sup> 喘鳴（呼吸時に出るぜいぜい・ひゅうひゅうという音） 呼吸困難	
全身性症状	ショック症状 （アナフィラキシー）	頻脈（脈が早くなること） 血圧低下 活動性低下（ぐったりする） 意識障害など

出典：「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」（財）日本学校保健会より一部改変

## 2 アナフィラキシーとは

### (1) 定義

アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴（呼吸時に出るぜいぜい・ひゅうひゅうという音）、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態を言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。

### (2) 頻度

平成 25 年の文部科学省委託事業「学校生活における健康管理に関する調査」中間報告によると、我が国における児童生徒のアナフィラキシーの有病率は小学校 0.6%、中学校 0.4%、高等学校 0.3%、中等教育学校 0.3%であり、児童生徒全体で 0.5%でした。

### (3) 原因

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

### (4) 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

アナフィラキシーでよくみられる症状として、じん麻疹、呼吸困難、腹痛、嘔吐、下痢、および血圧低下を伴うショック等があげられます。これらの症状は、人によって、また、原因食物の量等によっても異なります。じん麻疹等の皮膚症状は、はじめにみられることが多いと言われています。（表 2）

※ アナフィラキシー発症時等の緊急時の対応については、第 3 章の緊急時の対応を参照。



表2 アナフィラキシーの典型的症状

初期の症状	口内違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不快、吐き気、腹痛、じん麻疹など
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじん麻疹、ゼーゼーして苦しくなる
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害

出典：「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」（財）日本学校保健会

### 3 食物アレルギーのタイプ

#### (1) 即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじん麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。

#### (2) 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要です。



#### (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6,000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じん麻疹からはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。運動量の増加する小学校高学年から高校生に発症頻度が高く、昼食後の昼休みや午後の体育の時間等に発症することが多くあります。また、学校で初発することが多い疾患であると認識する必要があります。入浴でも起こることがあります。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられます。

## 第2章 学校給食における対応

### 1 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

#### (1) 対象者の決定基準

- ア 医師から食物アレルギーと診断されていること。(学校生活管理指導表の提出による)
- イ 食物アレルギーの起因となる食物が特定されており、医師から食事療法を指示されていること。(食事箋や学校生活管理指導表などに指示が記載されていること)
- ウ 家庭でも医師からの指示により食事療法を行っていること。

#### (2) 対象者決定及び対応方法【食物アレルギー対応の決定の手順(フローチャート)参照】

##### ア 実態把握(全員)

申請の受付時期は「A小中学校 入学時」,「B新規発症及び転入時」,「C進級時」の3つの場合があります。A及びCの場合は4月の学校給食開始に間に合うように学校説明会等で「①食物アレルギー実態調査表について」(以下、「様式①」)を配布し、児童生徒の食物アレルギーの実態を把握します。Bの場合は、その都度、速やかに対応します。なお、対応の更新は年度ごとに行います。

##### イ 対応申請

食物アレルギー対応が必要であると考えられる児童生徒の保護者に対して学校は、「②学校生活管理指導表」(以下、「様式②」)と「③アレルギー食物情報提供書」(以下、「様式③」)を配布します。保護者は、医療機関を受診し、「様式②」を医師に記入してもらったとともに、「様式③」を記入し、「様式②」及び「様式③」を学校に提出します。

学校は、「④食物アレルギー対応児童生徒一覧表」(以下、「様式④」)を作成し、「様式②」及び「様式③」とともに教育委員会へ提出します。

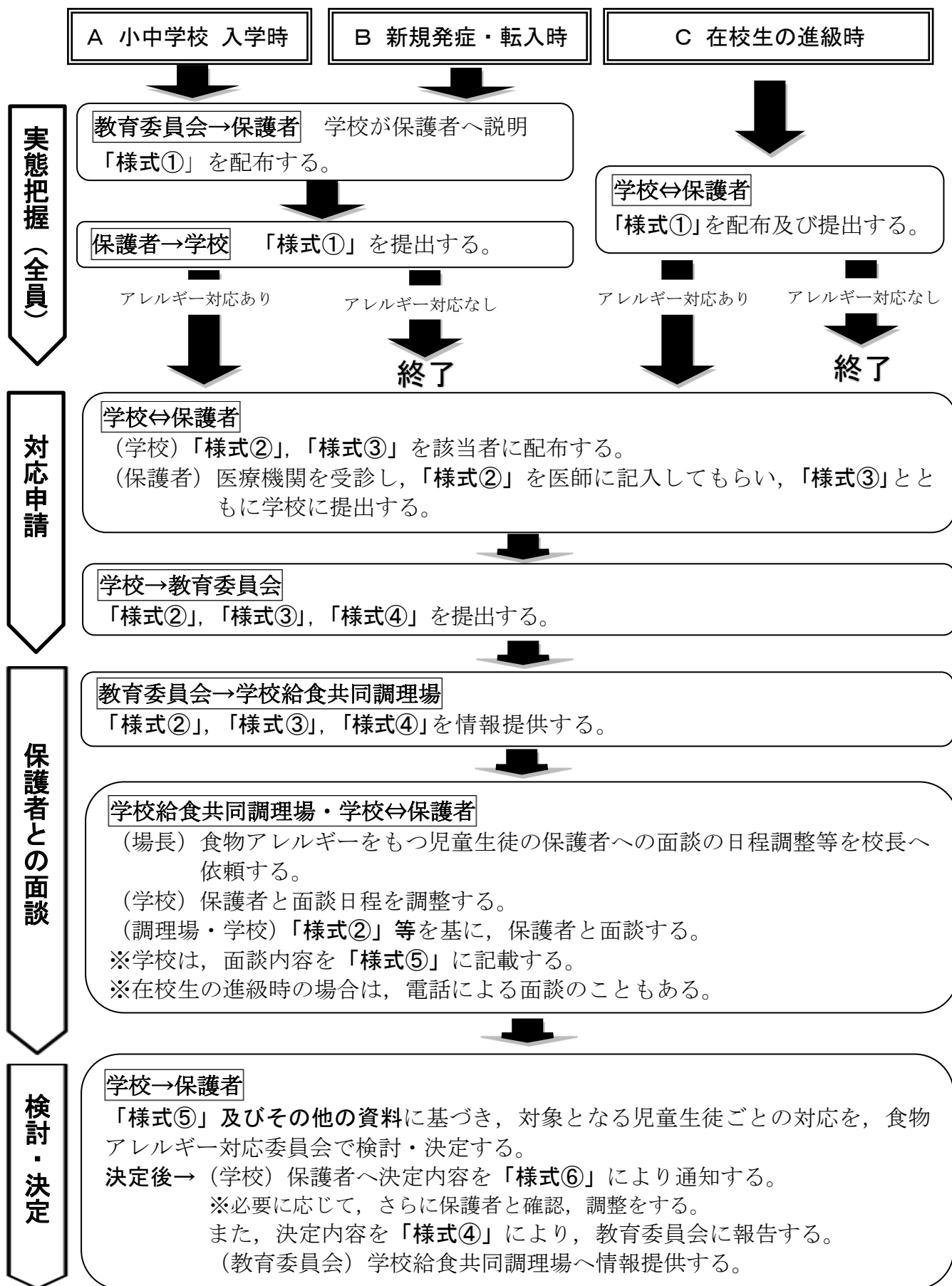
##### ウ 保護者との面談

教育委員会は、学校から提出された「様式②」,「様式③」及び「様式④」を学校給食共同調理場長(以下、「場長」という。)に情報提供します。

場長は、現状を踏まえた上で、食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者への面談の日程調整等を校長へ依頼します。



## 【食物アレルギー対応の決定の手順（フローチャート）】



※食物アレルギーの変更や中止がある場合には、様式⑧「アレルギー食物情報提供変更・中止申請書」を提出

学校は、保護者と面談日程を調整します。その後、学校と場長、学校栄養職員等は、「様式②」等を基に、保護者と面談を実施します。その際、学校は、面談内容を「⑤面談記録表」(以下、「様式⑤」)に記載します。在校生の場合は、電話による面談の場合もあります。

## エ 検討と決定

校長は、対応方法の検討を行うための「食物アレルギー対応委員会」(以下、「対応委員会」、構成者は下記参照)を設置します。対応委員会では、「様式⑤」及びその他の資料に基づき、対象となる児童生徒及び対応方法を検討・決定します。なお、この検討に際して、主治医や学校医との連携を行うことも必要です。

決定後、校長は、保護者へ決定内容を「⑥学校給食における対応について」(以下、「様式⑥」)により、通知します。また、「様式④」の備考欄に決定事項を記入し、江田島市教育委員会へ報告します。江田島市教育委員会は、「様式④」を調理場へ情報提供します。

## (3) その他

### ア 情報の共有

決定した対応をもとに、校長は、その内容を全教職員へ周知徹底し共通理解を図ります。特に栄養教諭、学級担任及び養護教諭に対応の徹底を指示します。

同時に保護者へ決定内容を通知し、対応の詳細について説明して了解を得ます。必要に応じて、保護者と具体的な確認、調整を行います。

### イ 弁当持参と決定した場合

学校給食での対応が困難と判断される者については、教育委員会は、対応委員会、保護者と十分に協議した上、弁当などの持参について、保護者の理解を得るようにします。

### ウ 新規発症等状況が変化した場合

児童生徒の成長や身体の変化に伴い、症状や対応などの状況が変化した場合には、学校は、速やかに主治医の指示を受けさせるなど、状況に応じて適切に対処していく必要があります。



#### 食物アレルギー対応委員会について

構成者は、学校長、教頭、栄養教諭、養護教諭、学級担任、食育推進リーダー、共同調理場長、学校栄養職員など(可能であれば、主治医、学校医)が考えられます。



**Q. 学校生活管理指導表は毎年提出しなければいけないのでしょうか？**

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」では、「症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求め、記載する医師には、症状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない）」と解説されています。

**Q. 食物アレルギーがある場合は、必ず学校生活管理指導表を提出しなければいけないのでしょうか？**

乳幼児期に食物アレルギーがあったからといって、学校生活管理指導表を提出しなくてはいけないとは限りません。成長にしたがってすでに食べられるようになっていることがあります。栄養上の観点からも保護者の自己申告ではなく、専門の医療機関で検査をし、特別な配慮、管理が必要と診断された場合に提出が必要です。

なお、学校生活管理指導表は、医師に記載、署名、捺印してもらいますが、その際の「文書料」は健康保険の適用外のため、別途、費用が発生しますので、事前に医療機関に尋ねるなどしてから受診することが推奨されます。

## 2 具体的な対応

### (1) 毎月の対応の手順について【毎月の対応の手順（フローチャート）参照】

ア 学校栄養職員等は、毎月 25 日頃、翌月分の「献立表等」を作成し、共同調理場長は、「献立表等」及び「⑦食物アレルギー内容確認書について」（以下、「様式⑦」）を保護者へ送付する。（学校を経由する）

イ 保護者は、「献立表等」を確認して、対応内容や質問等がある場合は、献立表の余白部分や別紙に赤ペンで書き込むとともに、「様式⑦」に署名する。

ウ 保護者は、記入した「献立表」及び「様式⑦」を学校へ提出する。

エ 学校の担当者（校長が定める）は、記入がある「献立表」と「様式⑦」に記入漏れや対応内容に間違いはないか、2人以上の教職員（学級担任・養護教諭・食育推進リーダー等）で確認し、学級担任へ報告する。

もし、記入漏れや間違いがあれば、再度、保護者と連携をする。（学校が記入する際には、赤以外のカラーペンを使用し、記入する。）

オ 学校の担当者は、「献立表」を3部カラーコピーし、原本を学校給食共同調理場へ送付し、コピーを保護者へ返送する。

（1部：保護者用、1部：職員室用、1部：学級用）

カ 学校栄養職員等は、対応内容や質問等を確認し、不明な点や回答等がある場合は、速やかに学校を経由して保護者に伝える。

キ 学校及び児童生徒は、保護者の確認内容に基づいて、該当する日の給食に対応する。

※「献立表等」とは献立表及び成分表のこと。成分表は必要な場合のみ送付。



## 【毎月の対応の手順（フローチャート）】

**学校給食共同調理場→保護者(学校を經由)** 情報提供(毎月25日頃)  
翌月分の「献立表等」, 「様式⑦」を保護者へ送付する。



**保護者** 食物アレルギー内容の確認

- ・「献立表等」から, 該当する献立や使用量を確認し, 対応内容や質問等がある場合は, 「献立表」の余白部分や別紙に赤ペンで書き込む。
- ・「様式⑦」に署名する。



**保護者→学校** 「献立表」及び「様式⑦」の提出

- ・記入した「献立表」及び「様式⑦」を学校へ提出する。



**学校** 「献立表」及び「様式⑦」の確認

- ・記入がある「献立表」と「様式⑦」を記入漏れや対応内容に間違いはないか, 2人以上の教職員で確認し, 学級担任へ報告する。

まちがいなし



**学校→学校給食共同調理場**

「献立表」を3部カラーコピーし,  
「献立表」の原本と「様式⑦」を学校給食共同調理場へ送付する。

まちがいあり



**学校→保護者→学校給食共同調理場**

「献立表」について, 再度, 保護者に確認し, ペンで記入する。確認後, カラーコピーし, 「献立表」の原本と「様式⑦」を学校給食共同調理場へ送付する。



**学校給食共同調理場→学校→保護者**

対応内容や質問等を確認し, 不明な点や回答等がある場合は, 速やかに学校を經由して保護者に伝える。

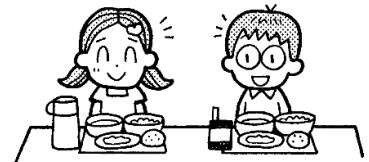
## (2) 個別の対応について

ア 比較的症状が軽く、本人または学級担任が原因食物を取り除くことができる程度。

(1) イの保護者が記入した献立表をもとに、保護者や学級担任等の指示もしくは、児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食物を取り除きながら食べる。

### 【留意点】

- 学校・学校給食共同調理場及び保護者が連携を密にして、食物アレルギーの対応について万全を期す。
  - ・学級担任は、食物アレルギーのある児童生徒の給食摂取状況を確認し、食べ残しの状況などを把握し、学校栄養職員等にフィードバックする。
  - ・学校栄養職員等は、可能な限り、対象の児童生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努める。
  - ・学校栄養職員等は、日ごろから保護者や対応関係者との連携を密にし、食物アレルギーのある児童生徒の最新の状況を聴取したり、学校給食に対する要望や評価を話し合ったりして、対応の充実に活かす。
- 学級担任は、該当児童生徒が取り除く原因食物を正しく理解し、対象となる児童生徒への配慮を十分に考慮しながら、他の児童生徒の理解を深めるよう個々の実情に応じて適切に指導する。
- 保護者は、献立表等を確認した際に、本人に取り除く食品をよく理解させておく。また、当日は、取り除く食物について、学級担任及び本人が献立表で確認するとともに教職員が連携するなどして対応する。
  - ※低学年の場合、自己管理能力が不十分なことから学級担任が補佐する。
- 全教職員は、該当児童生徒が原因食物を誤って食べた場合の対処方法を確認しておく。
- 特に、該当児童生徒がエピペン®や内服薬を所持している場合は、その保管場所を確認するとともに、全教職員で把握しておく。



**イ 原因食物の種類が多い場合やごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、予定献立の学校給食を食べることができないと判断される程度。**

(原因食物となる食物が献立に多く使用されている場合や取り除くことが困難)

(ア) 一部弁当対応

(2) アの原因食物を取り除きながら食べることが困難な料理がある場合は、その料理の代替となる料理のみを家庭から持参する。

(イ) 完全弁当対応

学校給食すべての料理において、取り除くことが困難な場合は、すべての料理において、弁当を家庭から持参する。

#### 【留意点】

- 食物アレルギーのある児童生徒を学級担任が理解するとともに、他の児童生徒にもしっかりと理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。
- 食物アレルギーのある児童生徒が給食当番をする際には、原因食物に触れることがないように配慮する。
- 弁当の保管場所を確保し、安全で衛生的に保管する。また、弁当対応の児童生徒が複数名いる場合は、該当児童生徒に弁当を渡す際、他の児童生徒に誤って渡すことがないように、弁当に名札を付けるなど工夫する。
- (2) イ (ア) の一部弁当対応の児童生徒については、給食を食べる日と弁当持参の日を詳細な献立表によって、事前にしっかりと確認して、誤食しないようにする。
- (2) イ (イ) の完全弁当対応の児童生徒については、減額申請をすることで、給食費が徴収されないことを保護者に説明する。
- 特に、該当児童生徒がエピペン<sup>®</sup>や内服薬を所持している場合は、その保管場所を確認するとともに、全教職員で把握しておく。

(3) 牛乳によるアレルギー症状が明確な児童生徒のうち、飲用牛乳を摂取できない場合食物アレルギーの対象と決定した児童生徒は、牛乳を提供しないこととする。

#### 【留意点】

- 食物アレルギーのある児童生徒を学級担任が理解するとともに、他の児童生徒にもしっかりと理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。
- 減額申請をすることで、給食費の減額ができることを保護者に説明する。

## 第3章 緊急時の対応

### 1 平時からの備え

アレルギー疾患には、アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。いずれの教職員が発見者になった場合でも適切な対応がとれるよう、全教職員が情報を共有し、常に緊急時の準備をしておく必要があります。

#### (1) 対象者の把握と対応決定

- ア 様式②「学校生活管理指導表」に基づく情報の共有
- イ 様式⑤「面談記録表」の準備と保管場所の共有
- ウ エピペン®・内服薬の保管場所の確認

#### (2) 学校全体での取組

- ア アナフィラキシー症状の理解、ヒヤリ・ハット事例など校内研修の実施（年に1回以上、エピペン®の実習を含む。）
- イ 校内訓練の実施（年に1回以上）
- ウ 緊急時に各教職員が具体的に何をするか決めておく。

#### ◆学校内での役割分担(例)

担当等	主な役割
管理職	教職員への指示
教職員A「連絡」	人を集める
	保護者・主治医への連絡
	救急車要請（119番通報）
教職員B「準備」	内服薬 エピペン®準備
	AED準備
教職員C「記録」	症状、対応を記録
教職員D～F「その他」	他の児童生徒の対応
	AED 心肺蘇生
	救急車誘導 など



## 役割分担のポイント



### 【複数教職員での分担】

- ・ 児童生徒のケア，救急車の要請をする者など短時間で対応できるよう複数の教職員が分担する。

### 【不在時の分担】

- ・ 管理職，養護教諭，学級担任が不在の場合も想定した役割分担を作成しておく。

### 【全員がどの役割も担える】

- ・ エピペン<sup>®</sup>は誰でも使用できるように全教職員に使用方法を周知しておく。

## ヒヤリ・ハット事例!!!

### 事例1：アナフィラキシーショックになり，養護教諭がエピペン<sup>®</sup>を注射…

年齢・性別：10歳 女児

症状：アナフィラキシーショック

経過：牛乳でアナフィラキシーを起こしたことがあり，エピペン<sup>®</sup>を処方されていました。本人と保護者，小学校の学級担任及び養護教諭と一緒にエピペン<sup>®</sup>自己注射の講習を受け，本人が携帯していました。朝食で市販のパンを食べ登校したところ，校門近くで，全身のじん麻疹，咳，喘鳴，呼吸困難が発症しました。養護教諭は母親と連絡をとり，患児本人がエピペン<sup>®</sup>注射するのをサポートしました。その後，救急車で病院に搬送されました。

解説：エピペン<sup>®</sup>講習を本人と保護者だけではなく，学校関係者まで一緒に受けていたことが，功を奏しました。

対策：エピペン<sup>®</sup>の使用が適切に行われるためには，保護者と本人はもちろんのこと，園や学校の関係者もエピペン<sup>®</sup>注射の講習を受け，常日頃からトレーナーで練習することが大切です。

### 事例2：いつものちくわで…

年齢・性別：7歳2ヶ月 男子

症状：アナフィラキシー

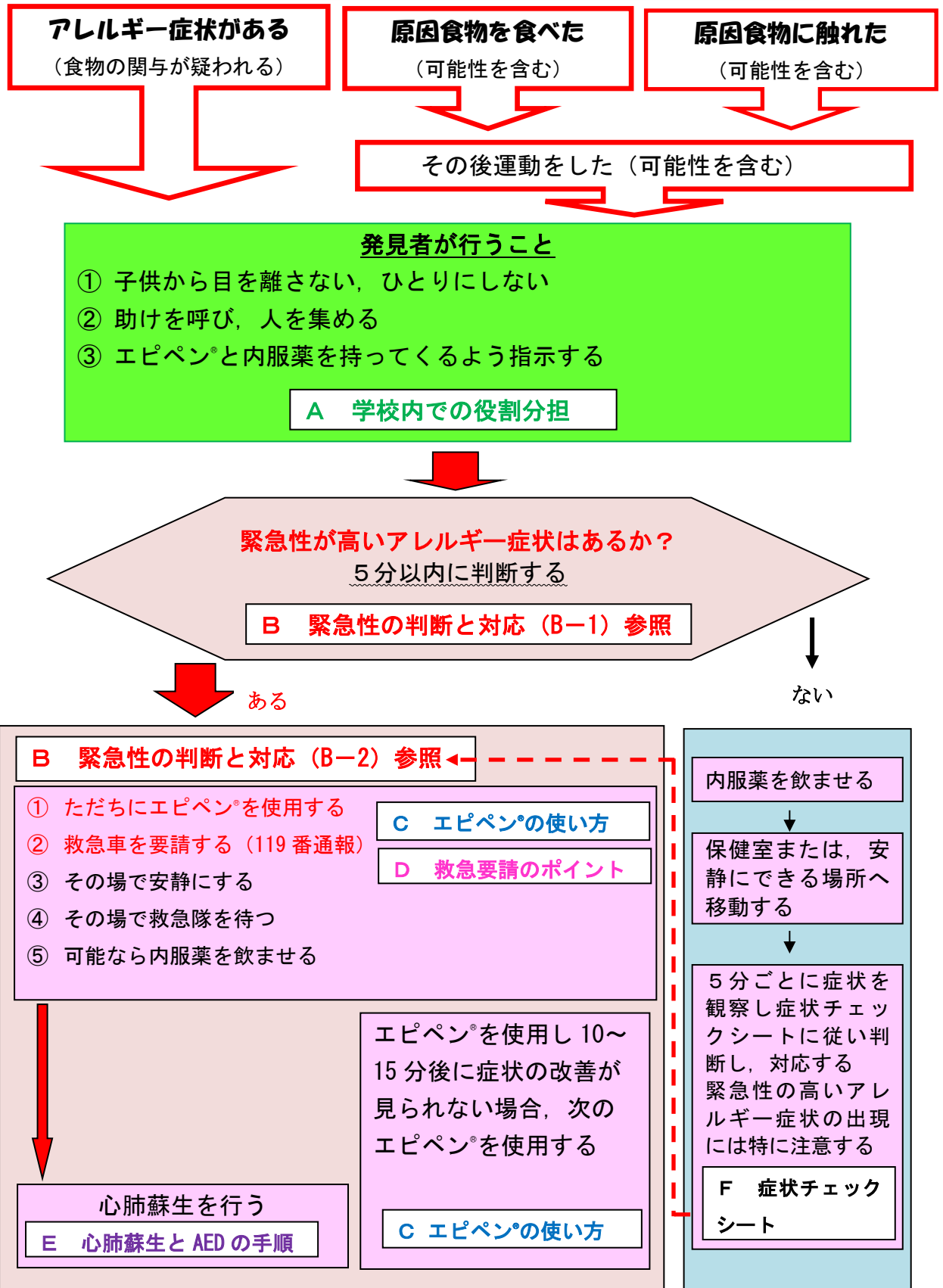
経過：数年来，食べていたメーカーのちくわを食べたら，アナフィラキシーを起こしました。表示を確認したところ，商品の規格変更により，原材料に卵が新たに含まれていたことがわかりました。

解説：加工食品は規格変更が行われることがあり，原材料が変更されることがあります。また，地域によっては，規格が違う場合もあります。

対策：購入するときには，常に表示を見て確認することが重要です。

## 2 緊急時の対応

# 食物アレルギーへの対応一覧



# A 学校内での役割分担

★ 各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

## 管理職（校長・教頭・事務長）

- 現場に到着次第，リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生や AED の使用

## 発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び，人を集める（大声または，他の児童生徒に呼びに行かせる）
- 教職員 A，B に「連絡」「準備」を依頼
- 管理職が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生や AED の使用

## 教職員 A 「連絡」

- 救急車を要請する（119 番通報）
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める（校内放送）

## 教職員 B 「準備」

- 食物アレルギー対応マニュアルを持ってくる
- エピペン<sup>®</sup>の準備
- AED の準備
- 内服薬の準備
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生や AED の使用

## 教職員 C 「記録」

- 観察を開始した時刻や運動の有無を記録
- エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

## 教職員 D～F 「その他」

- 他の児童生徒への対応
- 救急車の誘導
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生や AED の使用

# B 緊急性の判断と対応

★ アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

★ 迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報する！

## B-1 緊急性が高いアレルギー症状

### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 口唇や爪が青白い

### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

### 【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

1つでもあてはまる場合

ない場合

## B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

⇒ C エピペンの使い方

② 救急車を要請する（119番通報）

⇒ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする（下記の体位を参照）

立たせたり、歩かせたりしない

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する  
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ⇒ E 心肺蘇生とAEDの手順

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

## C エピペン®の使い方

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す。

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ。

**“ゲー”で握る！**

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す。

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま5つ数える。

**注射した後すぐに抜かない！  
押しつけたまま5つ数える！**

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。

**伸びていない場合には「④に戻る」**

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする。

### 介助者がいる場合



介助者は、児童生徒の太ももの付け根と膝をしっかりと抑え、動かないように固定する。

### 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる。
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中（A）よりやや外側に注射する。

仰向けの場合



座位の場合



### 〈教職員のエピペン使用について〉

アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、「ガイドライン」において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならない。

# D 緊急要請（119番通報）のポイント

## ★ あわてず、ゆっくり 正確に情報を伝える

119番をダイヤルする（携帯電話の場合は、携帯電話からかけていることを告げる）

☆ 救急であることを伝える

火事ですか？  
救急ですか？



「救急です」



☆ 救急車に来てほしい場所を伝える



住 所 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

（あらかじめ必要事項を記載しておくとうい）

☆ 「いつ・だれが・どうして・現在どうなのか」をわかる範囲で伝える



○年の男子生徒が給食を  
食べたあと、呼吸が苦しい  
と言っています。

**エピペン®の処方や使用の有無を伝える。**  
持病や主治医等について尋ねられる  
こともあるため、わかるようにして  
おくとうい。

☆ 通報している職員の氏名と連絡先を伝える

電話番号は、119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。

私の名前は、〇〇〇〇です。  
電話番号は・・・・・・です。

※ 救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる

# E 心肺蘇生法と AED の手順

- ★ 強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！複数の職員で協力して実施する
- ★ 救急隊に引き継ぐまで、または子どもに普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

① 反応の確認  
肩をたたいて大声で呼びかける  
(乳幼児では足の裏をたたいてよびかける)

反応がない

② 通報  
119 番通報と AED の手配を頼む

③ 呼吸の確認  
10 秒以内で胸とお腹の動きを見る

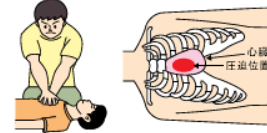
普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸しているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④ 必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸  
**30:2**  
ただちに胸骨圧迫を開始する  
人工呼吸の準備ができ次第、人工呼吸を行う  
10 秒以内で胸とお腹の動きを見る

⑤ AED のメッセージに従う  
・電源ボタンを押す  
・パッドを貼り、AED の自動解析に従う

## 【胸骨圧迫のポイント】



- ◎ 強く (胸の厚さの約 1/3)
- ◎ 速く (少なくとも 100 回/分)
- ◎ 絶え間なく (中断を最小限にする)
- ◎ 圧迫する位置は胸の真ん中

## 【人工呼吸のポイント】



息を吹き込む際

- ◎ 約 1 秒かけて
- ◎ 胸の上がりが見える程

## 【AED 装着のポイント】



- ◎ 電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ肋骨圧迫を継続する。
- ◎ 電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る。
- ◎ 6 歳くらいまでは小児用電極パッドで代用する。



## 【心電図解析のポイント】

- ◎ 心電図解析中は、子どもに触れないように周囲に声をかける。



## 【ショックのポイント】

- ◎ 誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す。

# F 症状チェックシート

- ★ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する  
 ★  の症状が1つでもあてはまる時は、エピペン®を使用する  
 (内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名

直前の運動の有無 (有・無)	観察を開始した時刻 (時 分)
内服した時刻 (時 分)	エピペン®を使用した時刻 (時 分)

全身の 症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈がふれにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 口唇や爪が青白い		
呼吸器 の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬がほえるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器 の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口 鼻・顔面 の症状	<b>上記の症状が 1つでもあてはまる場合</b>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、口唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじん麻疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじん麻疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する (119番通報)
- ③ その場で安静を保つ (立たせたり歩かせたりしない)
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる  
ただちに救急車で搬送

B-2 参照

- ① 内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ② 速やかに医療機関を受診する
- ③ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合はエピペン®を使用する  
速やかに医療機関受診

- ① 内服薬を飲ませる
- ② 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する  
安静にし、注意深く経過観察



## 第4章 食に関する学習活動、校外行事・宿泊を伴う活動における対応

### 1 食に関する学習活動における対応

原因物質を、「食べる」だけではなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことによっても発症することがあります。学級担任・教科担任等は、児童生徒の活動を考慮しながら、関係者と連絡・調整し、児童生徒の安全確保を図ります。

調理実習を伴う活動 (家庭科、技術・家庭科、特別活動等)	原因となる食物を「食べる」「吸い込む」「触れる」ことはないか。
生活科、図画工作科、美術科、総合的な学習の時間等、児童会(生徒会)活動、部活動等	

#### (1) 活動例及びその留意点

活動例	留意点
牛乳パックの洗浄	《牛乳アレルギー》 使用後の牛乳パックを解体、洗浄、回収する活動において飛び散り、「触れる」ことはないか。
小麦粘土を使った授業	《小麦アレルギー》 粘土の原料の確認、代替粘土の使用。 他の児童の粘土と「触れる」ことはないか。
うどん作り、パン作り等	《小麦アレルギー》 小麦粉を「吸い込む」、「触れる」ことはないか。
焼きそばパーティ	《小麦アレルギー》 麺を焼いているとき、蒸気を「吸い込む」ことはないか。
そば打ち体験授業	《そばアレルギー》 そば粉を「吸い込む」、「触れる」ことはないか。
豆まき	《大豆アレルギー》 《ピーナッツアレルギー》 誤食しないか。

#### (2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

教科等	留意点
体育科、保健体育科、昼休み、部活動等	アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、運動が食物依存性運動誘発アナフィラキシーのリスクとなるかどうか把握する。(個々の運動、摂食制限の程度の把握)

## 2 校外行事・宿泊を伴う活動における対応

校外活動は、普段の授業に比べて教職員の目が行き届きにくい傾向があります。参加する全教職員がどの児童生徒にどのような食物アレルギーがあるかを知り、どの場面でどのような対応・配慮を行うか情報を共有し、緊急時の体制を確認しておくことが大切です。自由行動や班別行動時の連絡体制は、特に徹底しておきましょう。

そのため、遠足、社会見学、合宿、修学旅行等の校外行事や宿泊を伴う活動において、保護者と連携をとり、食事の配慮やアナフィラキシー発症に備えた準備等をしておく必要があります。

### (1) 現状の確認

ア 宿泊を伴う活動の場合、事前に保健調査を実施し、食物アレルギーのある児童生徒(以下、「当該児童生徒」)の現在の健康状態を確認します。

イ 事前の保健調査や当該児童生徒の「様式②」を基に、当該児童生徒及びその原因食物をチェックし、本人及び保護者と健康相談を実施します。

ウ 体調管理や持参薬の有無、活動を通して気になること、症状が出た場合の対応、使用する薬・使い方・管理方法などについて、事前に本人・保護者と十分に話し合い、必要に応じて学校医または主治医に指導助言を求めます。原則として、医薬品は本人が持参し、本人が自分で使用できるように確認しておきます。

### (2) 食事内容の検討と確認

旅行業者を通すなど、宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に確認し、必要に応じて食事のメニューおよび食材や成分が分かる物を取り寄せ、対応が必要な場合は保護者と相談します。また、除去食、代替食等の対応の可否についても確認し、加工食品や調味料、調理方法にも注意するなど、当該児童生徒の重症度に合わせた最大限の配慮を依頼します。野外炊飯をする場合も食材を検討します。

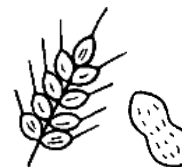


社会見学先が、パン工場、牛乳工場、ケーキ屋、麺工場等の際には特に留意する必要があります。

### (3) 活動内容の検討

当該児童生徒が可能な限り他の児童生徒と同じような活動が行えるよう、当該児童生徒および保護者からの情報を基に、活動内容を検討し、旅行業者や体験場所、宿泊場所、見学地等に伝えておきます。

大豆の代わりにピーナッツを使用した豆まき、そば打ち体験、うどん作り体験を実施する場合、注意が必要です。そばアレルギーの場合、そばを茹でる蒸気やそば粉を微量に吸い込むことが原因で症状が出ることや、うどん体験でもそばと同じ釜でうどんを茹でたことが原因となることがあるので注意が必要です。また、食後の激しい運動（マラソン・登山など）は、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを誘発することがあるので注意します。



### (4) 寝具の確認

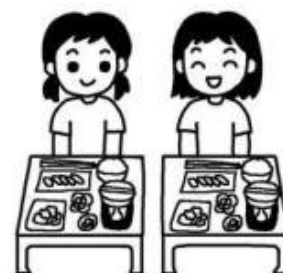
宿泊先の寝具を確認し、そば殻枕を使用している場合、そばアレルギーがある児童生徒と同部屋の児童生徒全員がそば殻枕でないものを用意してもらうよう依頼します。また、羽毛の使用についても注意する必要があります。

### (5) 当該児童生徒への注意・指導

自分自身で表示を確認し、食物アレルギーの原因となる食材を避け、誤飲・誤食しないよう注意・指導しておきます。また、他の児童生徒から食事・弁当・おやつ・飲み物など飲食物をもらったり、交換したりしないように注意・指導しておきます。

### (6) 他の児童生徒への説明

当該児童生徒への配慮や対応について、保護者および当該児童生徒の同意を得た上で、他の児童生徒の発達段階に応じて説明をし、理解を得ておくことが必要です。そして、当該児童生徒に自分の食事・弁当・おやつ・飲み物など飲食物をあげたり、交換したりしないように注意・指導しておきます。



## (7) 緊急対応の確認

ア 緊急時に搬送する医療機関の情報を収集し、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などについて事前に整理し、保護者及び教職員間で共通理解を図っておきます。受診の際、当該児童生徒のアレルギー情報が明記された資料や主治医からの紹介状などを持参し、主治医の連絡先、保護者の連絡先が明確になるようにしておきます。

イ 万一現地で発症して病院を受診する場合、管理職の指示のもと、保護者に連絡を取り速やかに対応します。そのためには、主治医から処方された医薬品名と容量を把握しておきましょう。また、円滑な治療を受けるため、保護者からの個人情報提供に係る同意書や、主治医からの紹介状を用意しておくでしょう。

ウ 過去にアナフィラキシーショックを起こした児童生徒には、エピペン<sup>®</sup>や内服薬などの救急治療薬が処方されている場合がありますので、持参薬の有無や管理方法、万一発症した場合の対応を事前に保護者・当該児童生徒・主治医・学校医と十分に話し合っておきます。

エ 飛行機内にエピペン<sup>®</sup>を持ち込む場合には、所持品検査時のトラブルを避けるため、機内に持ち込む旨を、予約時に旅行業者や航空会社に連絡しておきます。



## (8) 事後の連携

帰校後、万一症状が出て対応した場合など、必要に応じて保護者や学校医または主治医に報告します。さらにその後も保護者連携をし、丁寧に健康観察を行うなど経過を観察します。

- ① 食物アレルギー実態調査表について
- ② 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※両面印刷
- ③ アレルギー食物情報提供書
- ④ 食物アレルギー対応児童生徒一覧表
- ⑤ 面談記録表（学校記入用）
- ⑥ 学校給食における対応について
- ⑦ 食物アレルギー内容確認書について
- ⑧ アレルギー食物情報提供変更・中止申請書
- ⑨ 給食費の減額申請書



保護者の皆様へ

江田島市教育委員会  
(学校教育課)

### 食物アレルギー実態調査表について (お知らせ)

皆様方におかれましてはますますのご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、児童生徒が安心して安全な学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーに関する実態を把握します。

つきましては、下記の調査票にご記入の上、令和〇年〇月〇日(〇)までに学校へ提出してください。

なお、食物アレルギーの対応としては、学校給食共同調理場が献立や成分表にアレルギー食物を使用している献立にマーカーで印をつける等して情報提供をしています。飲食できない料理につきましては、アレルギー食物を取り除きながら食べるか、弁当を持参していただくようにしています。

食物アレルギーの基準に当てはまる場合は、後日、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、学校へ提出していただきます。また、牛乳アレルギーの場合は、「給食費の減額申請書」もその際にあわせてお渡しします。

#### 食物アレルギーの基準

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医師から食物アレルギーと診断されていること。</li><li>② 食物アレルギーの起因となる食物が特定されており、医師から食事療法を指示されていること。</li><li>③ 家庭でも医師からの指示により食事療法を行っていること。</li></ul> |
|--|

----- キ リ ト リ セ ン -----

#### 食物アレルギー実態調査表

( ) 学校 ( ) 年 氏名 ( )

どちらかに○をしてください。なお、基準に当てはまる場合はアレルギー食物をご記入ください。

( ) 食物アレルギーの基準に当てはまりません。

( ) 食物アレルギーの基準に当てはまります。

アレルギー食物 ( )

**表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 組

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話：  ★連絡医療機関 医療機関名：  電話：
<b>アナフィラキシー</b> (あり・なし)  <b>食物アレルギー</b> (あり・なし)	<b>Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</b> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>Ⅰ 給食</b> 1. 管理不要      2. 管理必要	<b>【緊急時連絡先】</b>  記載日 年      月      日  医師名  医療機関名	
	<b>Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b> 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（      ） 5. 医薬品（      ） 6. その他（      ）	<b>Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要      2. 管理必要		
	<b>Ⅲ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b> 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（      ） 5. 医薬品（      ） 6. その他（      ）	<b>Ⅲ 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要      2. 管理必要		
	<b>Ⅳ 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵      《      》 2. 牛乳・乳製品      《      》 3. 小麦      《      》 4. ソバ      《      》 5. ピーナッツ      《      》 6. 甲殻類      《      》（すべて・エビ・カニ） 7. 木の実類      《      》（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド） 8. 果物類      《      》 9. 魚類      《      》 10. 肉類      《      》 11. その他1      《      》 12. その他2      《      》	<b>Ⅳ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要      2. 管理必要		
	<b>Ⅴ 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（      ）	<b>Ⅴ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。  鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		
	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話：  ★連絡医療機関 医療機関名：  電話：
<b>気管支ぜん息</b> (あり・なし)	<b>Ⅰ 症状のコントロール状態</b> 1. 良好      2. 比較的良好      3. 不良	<b>Ⅰ 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要      2. 管理必要	<b>【緊急時連絡先】</b>  記載日 年      月      日  医師名  医療機関名	
	<b>Ⅱ-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬      (      ) (      ) 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤      (      ) (      ) 3. その他      (      ) (      )	<b>Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要      2. 管理必要		
	<b>Ⅱ-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬      (      ) 2. その他      (      )	<b>Ⅲ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要      2. 管理必要		
	<b>Ⅱ-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤      (      )	<b>Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		
	<b>Ⅲ 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入      (      ) (      ) 2. ベータ刺激薬内服      (      ) (      )	<b>Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		
	<b>Ⅳ 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入      (      ) (      ) 2. ベータ刺激薬内服      (      ) (      )	<b>Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		

# 裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<b>アトピー性皮膚炎</b> (あり・なし)	<b>病型・治療</b>	<b>学校生活上の留意点</b>	記載日 年 月 日
	<b>A 重症度のめやす（厚生労働科学研究所）</b> 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変  <b>B-1 常用する外用薬</b> 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（                                 ）  <b>B-2 常用する内服薬</b> 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [   ]  <b>B-3 常用する注射薬</b> 1. 生物学的製剤	<b>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>B 動物との接触</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>C 発汗後</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	医師名 _____ ④  医療機関名 _____
<b>アレルギー性結膜炎</b> (あり・なし)	<b>病型・治療</b>	<b>学校生活上の留意点</b>	記載日 年 月 日
	<b>A 病型</b> 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（                                 ）  <b>B 治療</b> 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（                                 ）	<b>A プール指導</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>B 屋外活動</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>C その他の配慮・管理事項（自由記載）</b>	医師名 _____ ④  医療機関名 _____
<b>アレルギー性鼻炎</b> (あり・なし)	<b>病型・治療</b>	<b>学校生活上の留意点</b>	記載日 年 月 日
	<b>A 病型</b> 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬  <b>B 治療</b> 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（                                 ）	<b>A 屋外活動</b> 1. 管理不要          2. 管理必要  <b>B その他の配慮・管理事項（自由記載）</b>	医師名 _____ ④  医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。  

保護者氏名 \_\_\_\_\_



# アレルギー食物情報提供書

江田島市教育委員会 様

次のとおり、アレルギー食物の情報提供をします。

令和 年 月 日

保護者氏名

児童・生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
学校名・学年等	江田島市立 学校 ・ 年 組				
住所	江田島市		電話番号		
緊急時 連絡先	第1) 職場等		電話番号		
	第2) 職場等		電話番号		
かかりつけの 病院・主治医	名称 所在地		電話番号		
該当する アレルギー食物					

※学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を添付して下さい。

令和 年度 食物アレルギー対応児童生徒一覧表

江田島市立〇〇〇学校

( 年 月 日現在)

No.	年	組	氏名	食物アレルギーの種類	症状	かかりつけの病院	配慮の内容	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

## 面談記録表（学校記入用）

江田島市立〇〇〇学校

年 組	氏名	男 女	初回面談実施日： 年 月 日
初回 面談出席者	保護者：		
	学 校：校長・教頭・保健主事・養護教諭・栄養教諭・担任・（ ）		
提出書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表		提出日：令和 年 月 日
食物アレルギー対 象食品の対応方法			
年月日	保護者との面談記録・連絡事項	学校での対応	記入 者名

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(保護者名) 様

江田島市立〇〇〇学校  
校長

学校給食における対応について

令和〇〇年〇月分からの学校給食における対応は次のとおりとします。  
不明なことがありましたら、学校まで連絡してください。

対応について

(例) 保護者が記入した献立表をもとに、保護者や学級担任等の指示もしくは児童自身の判断で、学校給食から原因食物を取り除きながら食べる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(保護者名) 様

〇〇〇学校給食共同調理場  
場 長 〇 〇 〇 〇

食物アレルギー内容確認書について

〇月分献立が決定しましたので、別紙とおりに献立に含まれるアレルギー食品についての情報を提供します。

つきましては、献立内容等を確認していただき、了承されましたら、下記部分にご署名および捺印して返送してください。

また、献立内容等について不明なことがありましたら、栄養士(〇〇)まで連絡してください。

よろしく申し上げます。

連絡先 〇〇〇学校給食共同調理場  
TEL 〇〇-〇〇〇〇

----- キ リ ト リ セ ン -----

〇〇〇学校給食共同調理場  
場 長 〇 〇 〇 〇 様

〇月分献立に含まれるアレルギー食品について献立内容等を確認しました。

令和 年 月 日

ご署名 \_\_\_\_\_

## アレルギー食物情報提供変更・中止申請書

江田島市教育委員会 様

次のとおり、アレルギー食物の変更・中止の情報提供をします。

令和 年 月 日

保護者氏名

児童・生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
学校名・学年等	江田島市立 学校 ・ 年 組				
住所	江田島市		電話番号		
緊急時 連絡先	第1) 職場等		電話番号		
	第2) 職場等		電話番号		
かかりつけの 病院・主治医	名称 所在地		電話番号		
変更又は中止の 内容					

※学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を添付して下さい。（中止の場合は不用です。）

別記様式(第3条関係)

給食費の減額申請書

江田島市教育委員会 様

牛乳アレルギー等により牛乳を摂取することができませんので、別紙(医師の診断書)を添えて申請します。

年 月 日

申請者  
住所  
氏名

児童(生徒)  
学校名  
学年  
氏名

### 【参考・引用資料】

- 1) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」, 財団法人日本学校保健会, 平成 20 年 3 月
- 2) 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル (小・中学校編)」, 財団法人日本学校保健会, 平成 17 年 4 月
- 3) 「平成 26 年度 学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会 配布資料」, 文部科学省, 平成 26 年 11 月
- 4) 「食物アレルギーひやりはっと事例集 2014」, 認定 NPO 法人 アレルギー支援ネットワーク, 平成 26 年
- 5) 「学校保健」, 財団法人日本学校保健会, 平成 26 年 11 月
- 6) 「アレルギー疾患に対する取り組みマニュアルⅡ」, 尾道市教育委員会, 平成 24 年 1 月
- 7) 「学校における食物アレルギー対応の手引き」, 茨城県教育委員会, 平成 26 年 3 月
- 8) 「学校給食におけるアレルギー対応マニュアル」, 中央区教育委員会, 平成 25 年 10 月
- 9) 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」, 群馬県教育委員会, 平成 25 年 9 月
- 10) 「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」, 横浜市教育委員会, 平成 23 年 6 月
- 11) 「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」, 調布市教育委員会, 平成 26 年 4 月
- 12) 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」, 兵庫県教育委員会, 平成 25 年 3 月
- 13) 「厚木市立小・中学校 食物アレルギー対応マニュアル」, 厚木市教育委員会, 平成 26 年 4 月
- 14) 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」, 宇都宮市教育委員会, 平成 22 年 2 月
- 15) 「日医ニュース 健康ぷらざ 食後の運動にご注意」, 日本医師会, No. 366
- 16) 「給食&食育だよりセレクトブック」, 少年写真新聞社, 平成 26 年 7 月
- 17) 「食育のイラスト 2 給食と栄養」, 株式会社MPC, 平成 19 年 3 月

### 【作成協力者】

氏名	所属
石丸 美千代	江田島小学校 栄養教諭
須山 明香	西能美学校給食共同調理場 栄養士
大野 菜摘	大柿学校給食共同調理場 栄養士
下霜 美子	切串小学校 養護教諭 (江田島市小学校教育研究会 健康部会 代表)
躍場 直美	大柿中学校 養護教諭 (江田島市中学校教育研究会 養護部会 代表)



学校給食における食物アレルギー対応マニュアル  
平成 27 年 1 月 21 日発行  
令和 3 年 12 月 16 日修正

江田島市教育委員会事務局 学校教育課

〒737-2397 江田島市能美町中町 4859 番地 9  
TEL : 0823-43-1900  
FAX : 0823-45-3501